

1 技術者等の定義

(1) 営業所技術者等

営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている者。(建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び第15条第2号に規定する特定営業所技術者)

(2) 主任技術者

請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第1項)

(3) 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第2項)

(4) 特例監理技術者

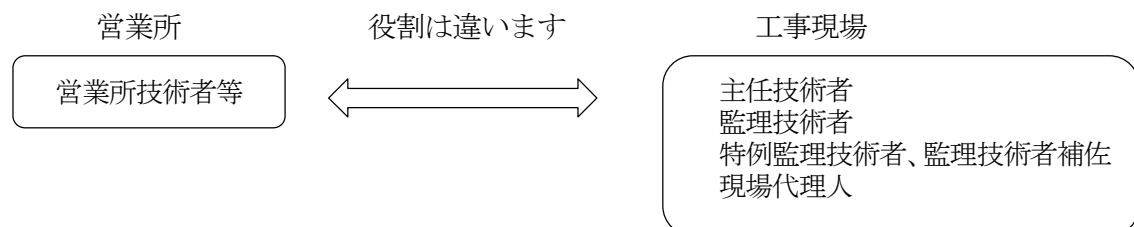
監理技術者補佐を各工事現場に専任で設置した場合に兼務が認められる監理技術者。(建設業法第26条第3項第2号)

(5) 監理技術者補佐

監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者。(建設業法第26条第3項第2号)

(6) 現場代理人

工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者。(契約約款第10条第2項)



2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所技術者等

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している必要があります。

(2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。恒常的な雇用関係とは、一般競争入札にあっては入札参加資格申請を行う日、指名競争入札にあっては入札執行の日、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

(注1) 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(注2) 在籍出向者や派遣社員は直接的な雇用関係にあるとは認められません。

(注3) 工事期間のみの短期雇用は恒常的な雇用関係にあるとは認められません。

(注4) 大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため市長が必要と認めた場合は、恒常的な雇用関係としての3ヶ月以上の要件を緩和することがあります。

3 技術者の建設工事への設置

(1) 建設業法における技術者制度

許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計(※1)	5,000 万円以上	5,000 万円未満	5,000 万円以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者又は 特例管理技術者及び 監理技術者補佐	主任技術者	
技術者の資格要件	・ 1 級国家資格者 ・ 指定建設業(※2) の場合は、大臣特別認定者 ・ 指定建設業以外の場合は、実務経験者	・ 1 級、2 級国家資格者 ・ 実務経験者	
技術者の現場専任 (※3)	公共性のある請負金額 4,500 万円以上の工事(※4)		

(※1) 建築一式工事の場合 8,000 万円

(※2) 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の 7 業種

(※3) 現場専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。ただし、特例監理技術者を除く。

(※4) 建築一式工事の場合 9,000 万円

(2) 市発注工事における技術者の設置

市発注工事における技術者の設置については、(1) によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとします。

ア 監理技術者補佐の資格

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち 1 級の技術検定の第 1 次検定に合格した者（1 級施工管理技士補）又は 1 級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られるものとします。

イ 営業所技術者等の工事現場への設置

営業所技術者等の工事現場への設置については、(1) の表の「技術者の現場専任」欄に掲げる金額未満の建設工事の場合に限り、主任技術者として工事現場へ設置することができます。

4 技術者等の専任期間

(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間

主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間となります。ただし、次の期間については工事現場への専任は要しません。（建設業法第 26 条第 3 項）

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

- ④ 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

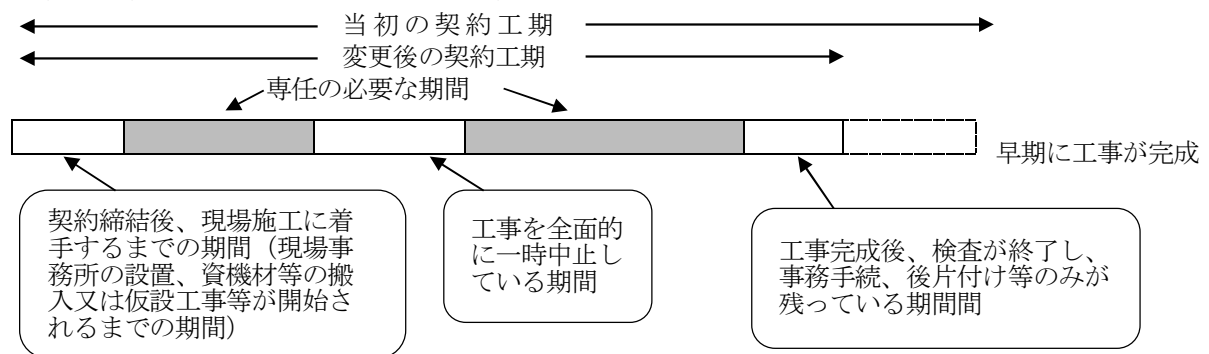
なお、③に関して、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。

(2) 現場代理人の常駐期間

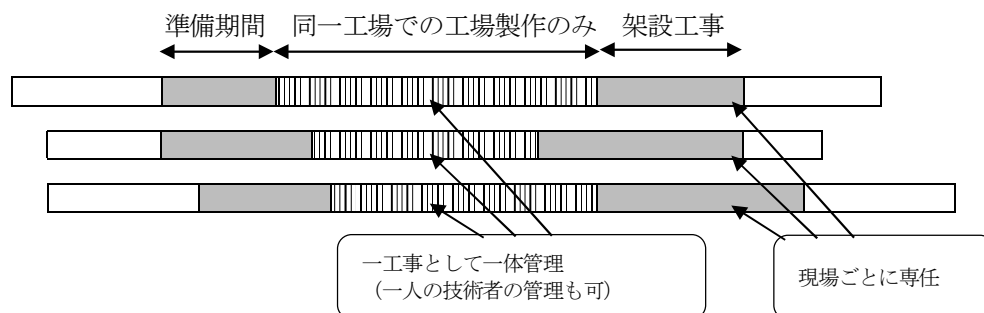
現場代理人は、工事現場に常駐することになっています。ただし、次のように工事現場の運営及び取締り等を行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、工事現場に常駐しなくてもよいとされることができます。（契約約款第10条第2項）

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

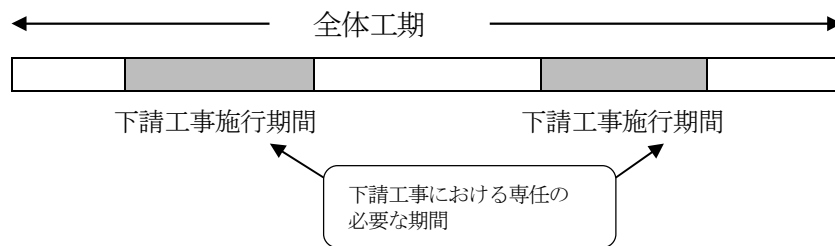
◇ 専任の主任技術者又は監理技術者の専任期間



◇ 工場製作のみが行われている期間



◇ 下請工事であっても主任技術者の専任が必要



工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている日については、1次及び2次下請業者は自らが直接施工する工事がないときであっても、その主任技術者は現場に専任していなければなりません。

5 技術者等の兼務

(1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐と現場代理人との兼務

主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は当該工事現場の現場代理人を兼ねることができます。なお、営業所技術者等と現場代理人は兼務できません。

ただし、五所川原市低入札価格調査制度実施要綱（平成29年10月1日施行）第4条に規定する調査基準価格に満たない金額で落札した建設工事（以下「低入札で落札した建設工事」という。）の場合を除きます。

(2) 二以上の建設工事の技術者等の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は3件までとします。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 工事現場が概ね10キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する建設工事
- ⑥ 請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満の建設工事で、市長が既に施工中の市発注工事との兼務を認めた建設工事
※低入札で落札した建設工事の場合は、①の場合に限り兼務を認めます。

イ 主任技術者

専任を要する主任技術者は、次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は2件までとします。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する建設工事
※低入札で落札した建設工事の場合は、①の場合に限り兼務を認めます。

ウ 監理技術者

専任を要する監理技術者は、既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施

工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事がある場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができます。

エ 特例監理技術者及び監理技術者補佐

特例監理技術者は、複数の工事現場を兼務できますが、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で設置しなければなりません。なお、兼務できる建設工事の総数は2件とします。

兼務できる工事現場の範囲は工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事とし、兼務する場合には、監理技術者補佐が担う業務や情報通信技術の活用方針等について、事前に確認するものとします。

◇ 兼務要件など

	兼務できる要件	専任を要しない期間	雇用の要件
現場代理人	・同現場の追加工事を同一業者が随契 ・追加工事を施工中の業者が落札 ・分割発注工事を同一業者が落札 ・おおむね10km以内の近接工事 ・災害等緊急を要する工事 ・4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満で兼務が認められた建設工事 上記いずれかに該当する場合 ○兼務できる工事は3件まで ※営業所技術者等との兼務不可	・契約後、現場施工に着手するまでの期間 ・全面的に一時中止している期間 ・工場製作のみが行われている期間 ・検査が終了し、後片付けのみが残っている期間	3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係
専任を要しない主任技術者	・専任を要しない工事（4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満）の兼務		
専任の主任技術者 4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事	・同現場の追加工事を同一業者が随契 ・追加工事を施工中の業者が落札 ・分割発注工事を同一業者が落札 ・おおむね10km以内の近接工事 ・災害等緊急を要する工事 上記いずれかに該当する場合 ○兼務できる工事は2件まで		
監理技術者	・同現場の追加工事を同一業者が随契		
特例監理技術者	・おおむね10km以内の近接工事 ・兼務する工事現場ごとに監理技術者補佐を設置 ○兼務できる工事は2件まで		
監理技術者補佐	・専任を要する。		

(※) 建築一式工事の場合は9,000万円

※技術者等の兼務手続きについては受注予定の工事担当者へ申し出ください。

6 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次の場合

で市長が認めた場合に限り変更することができます。

- ① 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡等）により変更が必要なとき。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 建設工事の主体部分が完成し変更しても支障がないとき。
- ④ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ⑤ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

（２）変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。
- ② 技術者の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

７ 技術者を設置しなかった場合等の措置

（１）落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札業者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合（５の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、当該建設業者の落札決定を取り消します。

（２）契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合（５の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、契約を解除します。

（３）建設業法等に基づく措置

（１）又は（２）の事実が明らかとなった場合は、市は指名停止等の措置を行うことがあります。

（施行日）

この取扱いは、令和７年４月１日から施行（指名通知又は入札公告を行うものから適用）します。